

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護に関する事務			
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 【特定個人情報ファイルを使用する事務】 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ・保護の停止又は廃止に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ・保護に要する費用の返還に関する事務 ・徴収金の徴収に関する事務 ※特に、医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等に関する事務			
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバ、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等中間サーバ等			
2. 特定個人情報ファイル名				
生活保護に係る被保護者ケースファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第23項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		

②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42、43の項 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛媛県 企画振興部 広報広聴課 情報公開係 〒780-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 電話番号:089-912-2244
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課 生活保護係 〒780-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2 電話番号:089-912-2385
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステムでの特定個人情報の取得や業務システムへの入力にあたり人為的ミスが発生するリスクが存在するが、取得・入力内容について、複数人で確認する体制を整えており、対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	業務システムへのアクセス権限について対象業務に従事する職員に限定して付与しており、毎年度更新を行っている。また、各利用者のログイン履歴も確認できるようになっている。	

実施年度	項目	実質的な価値	実質的な配価	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年度第1回	I-1-①	なし。	史料の提供等の求に関する事務	事後	
令和元年度第2回	I-4-②	なし。〔情報提供の経緯〕番号法第19条第7号別表第二に続く(備考)に追加	20の項、21の項、38の項、53の項	事後	
令和元年度第3回	I-4-②	なし。〔情報提供の経緯〕番号法第19条第7号別表第二に続く(備考)に追加	27の項	事後	
令和元年度第4回	I-4-②	なし。〔情報提供の経緯〕番号法別表第一の主務省等定める事務及び情報受定める命令と続(表)に追加	第14条第3号、第23条第1号、第24条第1号、第26条第4項第1号、第27条第2号、第30条第2号、第31号及び第2号	事後	
令和元年度第5回	I-4-②	第9条	第9条第1号及び第3号～第5号	事後	
令和元年度第6回	I-4-②	第11条第1号	第11条	事後	
令和元年度第7回	I-4-②	第12条第1号～第4号	第12条第1号～第5号及び第8号	事後	
令和元年度第8回	I-4-②	第22条第3号～第5号、第7号、第9号及び第10号	第22条第3号～第5号、第8号、第10号及び第11号	事後	
令和元年度第9回	I-4-②	第47条第1項第2号～第11号	第47条第1項第2号～第23号	事後	
令和元年度第10回	I-4-②	第55条	第55条第1号、第7号及び第10号	事後	
令和元年度第11回	I-5-②	山本 英寿	吉川 毅	事後	
令和元年度第12回	II-③	平成28年7月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
令和元年度第13回	I-1-②	平成28年7月31日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	
令和元年度第14回	I-4-②	なし。	請求手帳給付金の支給の申請の受理、その申請に関する書類についての審査又はその申請に対する取置に関する事務	事後	
令和元年度第15回	I-4-②	なし。〔情報提供の経緯〕番号法第19条第7号別表第二に続く(備考)に追加	18の項	事後	
令和元年度第16回	I-4-②	120の項	118の項	事後	
令和元年度第17回	I-4-②	第12条第1号～第5号及び第8号	第12条第1号～第5号及び第8号	事後	
令和元年度第18回	I-4-②	第22条第3号～第5号、第7号、第9号及び第10号	第22条第3号～第5号、第8号、第10号及び第11号	事後	
令和元年度第19回	I-4-②	第47条第1項第2号～第11号	第47条第1項第2号～第23号	事後	
令和元年度第20回	I-4-②	第55条第1号、第7号及び第10号	第55条第1号、第7号及び第10号～第11号	事後	
令和元年度第21回	I-5-②	保健福祉部長 吉川 毅	長谷川 謙三	事後	
令和元年度第22回	II-1	平成28年11月30日 時点	平成28年11月30日 時点	事後	
令和元年度第23回	II-2	平成29年10月31日 時点	平成21年1月4日 時点	事後	
令和元年度第24回	II-1	平成28年11月30日 時点	令和元年1月31日 時点	事後	
令和元年度第25回	II-2	平成28年1月4日 時点	令和元年2月1日 時点	事後	
令和元年度第26回	I-4-②	なし。〔情報提供の経緯〕番号法第19条第7号別表第二に続く(備考)に追加	42の項	事後	
令和元年度第27回	I-4-②	119の項	120の項	事後	
令和元年度第28回	I-4-②	なし。(イ)番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令に続き(表)に追加	第13条第2号	事後	
令和元年度第29回	I-4-②	第20条第3号～第7号、第9号及び第10号	第20条第3号、第5号、第7号、第9号、第10号及び第11号	事後	
令和元年度第30回	I-4-②	第21条第1号、第4号、第5号及び第7号～第9号	第21条第1号、第5号、第6号及び第8号～第10号	事後	
令和元年度第31回	I-4-②	なし。〔番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令に続き(表)に追加	第25条第2号	事後	
令和元年度第32回	I-4-②	第39条の2	第39条の2の2	事後	
令和元年度第33回	II-1	令和元年2月31日 時点	令和元年2月30日 時点	事後	
令和元年度第34回	II-2	令和元年2月31日 時点	令和元年2月30日 時点	事後	
令和元年度第35回	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 26の項	番号法第19条第8号 別表第二 26の項	事後	
令和元年度第36回	II-1	令和元年6月30日 時点	令和元年6月31日 時点	事後	
令和元年度第37回	II-2	令和元年8月1日 時点	令和元年8月31日 時点	事後	
令和元年度第38回	I-1-②	【特定個人識別ファイルに活用する事項】	【特定個人識別ファイルに活用する事項】	事前	
令和元年度第39回	I-2	生活保護システム	生活保護システム、生活告知システム、国庫システム・サービス・管理システム、債権管理システム	事前	
令和元年度第40回	I-4-②	【情報提供の経緯】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令(平成26年内閣府・総務省令第17号) 第19条	【情報提供の経緯】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令(平成26年内閣府・総務省令第17号) 第19条	事後	
令和元年度第41回	I-4-②	【情報提供の経緯】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令(平成26年内閣府・総務省令第17号) 第19条	【情報提供の経緯】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令(平成26年内閣府・総務省令第17号) 第19条	事後	
令和元年度第42回	I-4-②	【情報提供の経緯】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令(平成26年内閣府・総務省令第17号) 第19条	【情報提供の経緯】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省等定める事務及び情報受定める命令(平成26年内閣府・総務省令第17号) 第19条	事後	
令和元年度第43回	II-1	令和元年1月31日 時点	令和元年1月31日 時点	事後	
令和元年度第44回	II-2	令和元年3月31日 時点	令和元年3月31日 時点	事後	
令和元年度第45回	IV-A	〔「選択」がない〕	〔「選択」がない〕	事前	
令和元年度第46回	IV-B	〔 〕	〔十分である〕	事前	
令和元年度第47回	II-2	令和元年1月31日 時点	令和元年1月31日 時点	事後	
令和元年度第48回	II-2	令和元年3月31日 時点	令和元年1月31日 時点	事後	
令和元年度第49回	I-1-②	請求手帳給付金	請求手帳・収入簿手帳給付金	事後	
令和元年度第50回	I-3	行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年21号法律)以下。以下、「番号法」という。第9条第1項 別表第一の15 行政手帳における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の15の番号が利用されることとなる法律別表第一の15の番号が利用されることとなる法律別表第一の15の番号が利用されることとなる			